

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処分庁

平成30年6月10日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成30年5月14日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

(1)

(2)

(3)

2

3

4

5

6

7

8

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次のとおり主張しているものと解される。

(1) 処分庁の指導により本件保有金約 費消し、預金残高を減らしたにも

かかわらず、処分庁がその後に[REDACTED]ものの返還を求めた原処分は違法又は不当である。

(2) 障害者加算の認定変更は、処分庁の怠慢により生じたものであるにもかかわらず、請求人に返還を求めた原処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張

法第63条の規定は、不当に流出した保護費を回収して損害の回復を図るといふ側面も趣旨として含むものと解されるから、原処分は、法令に基づく適法なものである。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 職権による保護の変更

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第25条第2項）。

ウ 被保護者の義務等

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされていることから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）を定めており、これを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 障害者加算について

障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として、身体者障害手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うとされ、これらを保有しない者については、障害の程度が確認できる書類等に基づいて行うとされている（局長通知第7の2(2)エ(7)及び(イ)）。ここで手帳は、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた後1年6月を経過している場合」に限り、障害の程度が確認できる書類として扱って差し支えないとされている。

(4) 法第63条に関する処理基準について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（問答集第13-5(1)及び(2)）。

2 判断

(1) 原処分について

ア 法第63条は、原則としてその資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとするが、世帯の自立更生を著しく阻害すると認められる場合は一定額を返還額から控除する取扱いとすることができるとし、返還額の決定を保護の実施機関の裁量に委ねている（前記1(4)）。

イ 本件の事実経過についてみていくと、処分庁は、請求人が保護開始時に手帳を保有していたことを確認し、請求人の最低生活費について [REDACTED] [REDACTED] を認定したが（前記「事案の概要」の1）、平成30年4月11日、手帳の障害等級が平成26年10月から [REDACTED] となっていたことを確認したため（同4）、同月に遡及して請求人の障害者加算を [REDACTED] [REDACTED] に認定変更を行ったことが認められる（同5）。このことを処理基準に照らしてみると、障害者加算に係る障害の程度の判定は、障害の程度が確認できる書類等に基づいて行うとされているところ（前記1(3)）、処分庁は、請求人の手帳の有効期限が [REDACTED] までであることを把握していたにもかかわらず、約3年半もの間、手帳の障害等級の確認を行っていなかったことが認められる。最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきであるが、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状況を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権をもってその決定を行うこととされていること（前記1(1)イ）に鑑みると、処分庁は請求人の障害の状況及び手帳の有効期限を把握していた以上、更新時期に請求人に確認すべきであったものである。

したがって、本件過払額が生じた理由は、処分庁が通常行うべき確認をしなかったことに起因するものであり、専ら処分庁の過失によるものというべきである。

ウ そうすると、平成29年6月に請求人が保有していた本件保有金の大部分は処分庁の過失による保護費過払額に相当するものであるところ、本件においては処分庁の指導を要因として本件保有金が費消されたことにより請求人には返済資力がなかったという事情が認められるのであるから（前記「事案の概要」の3及び6）、処分庁は、当該事情を考慮して返還額を決定すべきであったにもかかわらず、原処分に至るまでの間、当該事情を十分に考慮したと認めるに足りる証拠はない。

エ したがって、原処分は、その判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないで行われており、法第63条の趣旨及び処理基準に照らして著しく妥当性を欠くものであるから、法令等の適用を誤った違法又は不当なものと言わざるを得ない。

(2) 処分庁の主張について

処分庁は、法第63条の規定は「不当に流出した保護費」を回収して損害の回復を図るという側面も趣旨として含むものと解されるから、原処分は、法令に基づく適法なものであると主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件において保護費に過払額が生じた理由は専ら処分庁の過失によるものであり、かつ、本件保有金の大部分は処分庁の過失による保護費過払額に相当するものであるところ、処分庁の指導を要因として本件保有金の大部分が費消されたことにより請求人には返済資力がなかったという事情を考慮すると、その損害の回復を全て請求人に求めることはできないというべきであるから、処分庁の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は違法又は不当な処分であり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）6月24日

審査庁 北海道知事 鈴木直

